令和６年10月11日

大阪港湾局

大阪市港湾施設条例施行規則第８条第１項別表第２に基づく負荷重量の一部改正に係る意見公募の実施結果について

負荷重量の一部改正にあたり、「規則等を定める際の意見公募手続きに関する指針」に基づき、令和６年９月３日（火）から令和６年10月２日（水）までの間、意見公募を実施しましたところ、提出いただいたご意見はありませんでした。

この意見公募の結果を踏まえ、負荷重量の一部を別添のとおり改正します。（令和６年10月15日改正予定）

お問い合わせ先

大阪港湾局計画整備部海務課（海務）

TEL:06-6571-1966

FAX:06-6571-1922

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 別表第２（第８条関係）  　[表　別紙２　挿入] | 別表第２（第８条関係）  　[表　別紙１　挿入] |
| 備考　表中及び表中に挿入される別紙の[　]の記載は注記である。 | |

　附　則

この規則は、令和６年10月15日から施行する。

[別表第２　別紙１]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の種類 | | 負荷重量 |
| 岸壁 | [同左] | [同左] |
| 天保山岸壁 | 2,000 |
| [同左] | [同左] |
| [同左] | | |

[備考　同左]

[別表第２　別紙２]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の種類 | | 負荷重量 |
| 岸壁 | [略] | [略] |
| 天保山岸壁 | 2,000（ただし、東側40メートルについては500、西側20メートルについては1,000） |
| [略] | [略] |
| [略] | | |

[備考　略]